

【議案第68号】 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)等の改正に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・引用条項の項ずれを改めるもの
- 公布の日から施行

【議案第69号】 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

- 保育所の統合に伴い、新たに穂波東保育所を設置し、現在の楽市保育所と平恒保育所を廃止するもの
- 令和6年4月1日から施行

【議案第70号】 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

- 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)が公布されたことに伴い、関係規定を整備するもの
- 公布の日から施行

【議案第71号】 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例

- LED防犯灯設置事業に係るリース期間の終了に伴い、関係規定を整備するもの
- 公布の日から施行し、令和5年度LED防犯灯設置事業から適用

【議案第72号】 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が公布されたことに伴い、関係規定を整備するもの
- 令和6年4月1日から施行

【議案第73号】 市道路線の認定

- 認定の理由と内容
 - ・開発帰属に伴うもの 2路線 50.1m
 - ・寄附採納に伴うもの 4路線 144.7m
- (関係法令) 道路法 第8条

【議案第74号】 財産の無償貸付け(ふれあい広場)

○筑穂ふれあい交流センターを利用した「ふれあい広場事業」を実施するため、施設の一部を、引き続き筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けるもの

- ・所在地 飯塚市長尾1242番地1
- ・建物の名称 筑穂ふれあい交流センター(筑穂支所庁舎1階)
- ・貸付面積 37.88㎡
- ・貸付期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
- ・貸付けの相手方 飯塚市長尾1340番地
筑穂地区まちづくり協議会 会長 多田 憲昭

(関係法令) 地方自治法 第96条第1項第6号

【報告第26号】 専決処分の報告(物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第26号(令和5年10月24日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 145,200円(修理費用額145,200円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年8月6日(日)午後5時53分
- ・発生場所 飯塚市勢田地内
- ・事故の状況 財産活用課所管の市有地の樹木が倒れ、隣接地に存在する日よけ、カーポート及び木柵を損壊させたもの

【報告第27号】 専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第27号(令和5年10月24日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 322,380円(営業補償額322,380円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年3月21日(火)午前9時45分頃
- ・発生場所 飯塚市飯塚地内 飯塚市飯塚414番地18付近
- ・事故の状況 環境対策課職員がごみ収集作業中、通行人を避けるため、収集車を一時停車させ発進させる際、店舗の外壁に接触し、相手方店舗の外壁及び天井部を損傷させたことで、店舗の修繕期間に営業ができなくなり相手方に営業補償が生じたもの

【報告第28号】 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第23号(令和5年10月17日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 261,250円(車両修繕料275,000円の内、市の過失9割5分)
- ・発生日時 令和5年7月24日(月)午後3時10分頃
- ・発生場所 飯塚市幸袋地内
- ・事故の状況 土木管理課職員が公用車で道路パトロール中、交差点において赤の点滅信号に従い一旦停止した後、同交差点に中方面から進入し左折しようとしたところ、確認が不十分であったため、同交差点の幸袋方面から川島方面に向けて直進してきた相手方車両左側面に市車両右前部が接触し、双方の車両を損傷させたもの

【報告第29号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第24号(令和5年10月20日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 163,562円(車両修繕料及び代車費用163,562円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年9月12日(火)午前9時30分頃
- ・発生場所 飯塚市椋本地内
- ・事故の状況 土木管理課職員が市道端の草を伐採中、椋本方面から太郎丸方面へ走行してきた相手方車両のフロントウィンドウを飛び石により損傷させたもの

【報告第30号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第28号(令和5年11月6日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 125,378円(車両修繕料及び代車費用125,378円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年10月17日(火)午前10時30分頃
- ・発生場所 飯塚市忠隈地内 穂波支所職員駐車場内
- ・事故の状況 穂波支所市民窓口課職員が、穂波支所職員駐車場の側溝の除草作業をしていたところ、刈払機によって飛ばされた小石が駐車中の車のリアガラスに衝突し、全面破損させたもの

【報告第31号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第25号(令和5年10月20日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 126,016円(車両修繕料及び代車費用126,016円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年9月15日(金)午後2時30分頃
- ・発生場所 飯塚市長尾地内 飯塚市立筑穂中学校敷地内
- ・事故の状況 筑穂中学校用務員が、駐車場と体育館の間の草刈作業中、刈払機によって飛ばされた小石が駐車中の車のリアガラスに衝突し、全面破損させたもの

【報告第32号】 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))

専決第21号～第22号(令和5年10月16日専決)

○学校給食費を納入しない長期滞納世帯2件に対して、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方2件から督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行したもの

○請求の内容

- ・未払給食費の支払
- ・訴訟費用の支払